

茨木市 **こども誰でも通園** 制度のご案内

こども誰でも通園制度とは？

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された、新たな通園制度です。



対象のおこさま、利用時間、利用できる施設

生後6か月から3歳の誕生日を迎える前々日までのおこさま（※）

月10時間の範囲で利用可能です。（※）

保護者が就労等していなくてもご利用できます。

以下の施設で利用できます（※）

- ①さいのもとこども園
- ②たんぽぽtriangle学園
- ③てんのう中津保育園

（※）認可保育所等に通っているおこさまは対象外です。

（※）利用可能時間は施設によって異なる場合があります。

（※）令和8年3月時点。

こんなメリットがあります！

おこさまにとって…

- ・家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・専門的な知識をもつ人との関わりを通じて、ものや人への興味関心が広がります。
- ・年齢が近いこどもとの関わりで社会情緒的な発達につながる豊かな経験をすることができます。



保護者にとって…

- ・様々な情報や人とのつながりを通じて、子育てサポート等を活用しやすくなります。
- ・専門的知識を持つ人との関わりにより、孤立感や不安感等の解消につながります。
- ・こどもと離れて過ごす時間ができることで、育児負担感の軽減につながります。

「一時預かり事業」との違い

「一時預かり事業」は「保護者の立場からの必要性」であるものに対し、「こども誰でも通園制度」は保護者のために「預かる」のではなく、こどもが家庭では得られない様々な経験を通じて成長できるよう、こどもの育ちを応援することが主な目的です。



ご利用にあたってのお手続き

ご利用にあたっては、事前にご申請のうえ認定を受けていただく必要があります。お手続き等の詳細は茨木市保育幼稚園事業課までご連絡いただくか、右の二次元コードからご確認ください。

茨木市ホームページ
「誰でも通園制度について」



【問い合わせ先】

茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
☎ 072-620-1638（直通）

受付時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8：45～17：15